

○ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年十二月二十一日 条例第三十四号）新旧対照表

（市町が処理する事務の範囲等）

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。

改正案		現行	
<p>一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(27)（略） (28) 省令第七條第十一項の規定による許可証の交付を受けた者の住所又は氏名の変更の届出の受付 (29) 省令第七條第十二項の規定による従事者証に記載された者の住所又は氏名の変更の届出の受付 (30) 省令第七條第十三項の規定による許可証の亡失の届出の受付 (31) 省令第七條第十四項の規定による従事者証の亡失の届出の受付 (32)～(35)（略）</p>	<p>広島市及び安芸太田町</p>	<p>一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(27)（略） (28) 省令第七條第十項の規定による許可証の交付を受けた者の住所又は氏名の変更の届出の受付 (29) 省令第七條第十一項の規定による従事者証に記載された者の住所又は氏名の変更の届出の受付 (30) 省令第七條第十二項の規定による許可証の亡失の届出の受付 (31) 省令第七條第十三項の規定による従事者証の亡失の届出の受付 (32)～(35)（略）</p>	<p>広島市、呉市、竹原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、海田町、安芸太田町及び世羅町</p>
<p>二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(27)（略） (28) 省令第七條第十一項の規定による許可証の交付を受けた者の住所又は氏名の変更の届出の受付 (29) 省令第七條第十二項の規定による従事者証に記載された者の住所又は氏名の変更の届出の受付 (30) 省令第七條第十三項の規定による許可証の亡失の届出の受付 (31) 省令第七條第十四項の規定による従事者証の亡失の届出の受付 (32)～(35)（略）</p>	<p>市町（広島市及び安芸太田町を除く）</p>	<p>二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(27)（略） (28) 省令第七條第十項の規定による許可証の交付を受けた者の住所又は氏名の変更の届出の受付 (29) 省令第七條第十一項の規定による従事者証に記載された者の住所又は氏名の変更の届出の受付 (30) 省令第七條第十二項の規定による許可証の亡失の届出の受付 (31) 省令第七條第十三項の規定による従事者証の亡失の届出の受付 (32)～(35)（略）</p>	<p>三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、江田島市、府中町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び神石高円町</p>
<p>十四の二 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号。以下この号において「法」という。）及び自然公園法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十一号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>廿日市市、安芸太田町、北広島町及び神石高原町</p>	<p>十四の二 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号。以下この号において「法」という。）及び自然公園法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十一号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>北広島町及び神石高原町</p>
<p>十七の三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)</p>	<p>三次市、東広島市及び大崎上島町</p>	<p>十七の三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)</p>	<p>三次市</p>

<p>二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(二) (10) (略)</p> <p>(11) 法第九条第六項の規定による欠格事項に該当した場合の届出の受付</p> <p>(12) (13) (略)</p> <p>(25) 法第十五条の十七第四項の規定による区域の指定の解除(知事が指定した区域に係るものを除く。(26)から(31)まで及び(34)において同じ。)</p> <p>(26) (27) (略)</p> <p>(37) 法第二十一条の二第二項の規定による事故時における届出受付(特定処理施設のうち一般廃棄物の処理施設に係るものに限る。(38)において同じ。)</p> <p>(38) (39) (略)</p> <p>(40) (1)から(39)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、大崎上島町及び世羅町(安芸高田市及び坂町については、(33)に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。)</p>	<p>二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(二) (10) (略)</p> <p>(11) (13) (略)</p> <p>(24) 法第十五条の十七第四項の規定による区域の指定の解除(知事が指定した区域に係るものを除く。(25)から(30)まで及び(33)において同じ。)</p> <p>(25) (27) (略)</p> <p>(36) 法第二十一条の二第二項の規定による事故時における届出の受付(特定処理施設のうち一般廃棄物の処理施設に係るものに限る。(37)において同じ。)</p> <p>(37) (38) (略)</p> <p>(39) (1)から(38)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、三次市、大竹市、東広島市、安芸高田市、坂町及び大崎上島町(安芸高田市及び坂町については(32)に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。大崎上島町については(32)に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものを除く。)</p>
<p>二十の三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>三次市、東広島市及び大崎上島町</p>	<p>二十の三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>三次市</p>
<p>二十の四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>三次市、東広島市及び大崎上島町</p>	<p>二十の四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>三次市</p>
<p>二十一の四 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、梅田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p>	<p>二十一の四 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、尾道市、三次市、東広島市、安芸高田市及び大崎上島町</p>

<p>二十三の二ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)</p>	<p>三次市、東広島市及び大崎上島町</p>	<p>二十三の二ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)</p>	<p>三次市</p>
<p>三十の二広島県自然環境保全条例(昭和四十七年広島県条例第六十三号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>呉市、尾道市、福山市、府中市、三次市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>三十の二広島県自然環境保全条例(昭和四十七年広島県条例第六十三号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>尾道市、福山市、三次市、江田島市、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>三十一 広島県自然海浜保全条例(昭和五十五年広島県条例第三号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>呉市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、江田島市及び大崎上島町</p>	<p>三十一 広島県自然海浜保全条例(昭和五十五年広島県条例第三号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>三原市、尾道市、福山市、大竹市及び江田島市</p>

<p>三十一の二 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(平成三年広島県条例第四号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町(尾道市、安芸太田町及び北広島町については(一)から(三)までに掲げる事務に限り、竹原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び神石高原町については(四)から(六)までに掲げる事務に限る。)</p>	<p>三十一の二 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(平成三年広島県条例第四号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町及び大崎上島町(尾道市、安芸太田町及び北広島町については(一)から(三)までに掲げる事務に限り、竹原市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町については(四)から(六)までに掲げる事務に限る。)</p>
<p>三十二 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>市町(一)から(二)まで、(28)から(31)まで、(34)、(35)、(37)並びに(39)(一)及び(二)に掲げるものにつ</p>	<p>三十二 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>市町(一)から(17)まで、(28)から(31)まで、(34)、(35)、(37)並びに(39)(一)及び(二)に掲げるものにつ</p>

--	--

いては、広島市、呉市、福山市、三次市、東広島市及び大崎上島町（呉市にあつては、(二)から(五)まで、(34)及び(39)(一)に掲げるもの）に掲げるものについては工場に係るもの並びに(33)に掲げるものについては工場に係るものについて九十一条の規定に違反している者に対するもの及び条例第九十三条の規定に違反している者に対するものを除く。三次市、東広島市及び大崎上島町にあつては、(二)から(二)まで、(38)から(39)までのに掲げるものを除く。）に限るものとし、(38)から(39)まで及び(39)(三)に掲げるものについては条例第六条第一項の規定により指定された地域指定された地域指定される市町に限り、(38)に掲げるものについては、広島

市、呉市、福山市、三次市、東広島市、三次市（呉市にあつては、(二)から(五)まで、(34)及び(39)(一)に掲げるもの）に掲げるものについては工場に係るもの並びに(33)に掲げるものについては工場に係るものについて九十一条の規定に違反している者に対するもの及び条例第九十三条の規定に違反している者に対するものを除く。三次市にあつては、(二)から(二)まで、(38)から(39)までのに掲げるものを除く。）に限るものとし、(38)から(39)まで及び(39)(三)に掲げるものについては条例第六条第一項の規定により指定された地域指定される市町に限り、(38)に掲げるものについては、広島

	し、 い、 市、 福山市、 三次市、 東広島市、 島田市及び 大崎町に 限る。)		市、 福山市、 三次市、 島田市に 限る。)
<p>三十五 本表中の権限のうち、次に掲げるものに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第二項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号の二(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(17)、(18)、(20)及び(24)、第三号の二(二)及び(七)、第三号の三(4)、第四号の二(6)及び(七)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(七)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(7)、(8)、(10)、(30)、(33)、(35)及び(36)、第八号の三(8)、第八号の四(5)及び(10)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(1)、(8)、(10)、(12)及び(20)から(23)まで、第九号の六(11)、(13)、(15)及び(26)から(29)まで、第九号の六の二(11)、(13)、(15)及び(20)から(22)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)(勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(14)、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十一号の二(29)、(30)、(36)、(37)、(41)、(42)及び(45)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(二)及び(七)、第十四号の三(9)、第十四号の四(5)、第十五号(4)、第十五号の二(4)、第十五号の三(6)、(7)及び(9)、第十六号(17)から(25)まで及び(42)から(48)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)及び(22)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(19)、(23)、(24)、(27)及び(28)、第十八号(31)、第十九号(4)、第十九号の二(2)、(3)、(35)、(48)、(49)、(52)、(55)、(66)、(67)、(71)、(72)、(75)、(78)、(79)、(86)及び(87)、第十九号の四(4)、第二十号(6)及び(8)、第二十一号の二(12)、(13)、(15)及び(34)、第二十一号(10)、(11)、(15)、(18)、(23)及び(24)、第二十号の三(5)、(9)、(10)及び(13)から(16)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二(一)及び(二)、第二十一号の三(6)、(12)、(13)、(36)、(37)及び(38)、第二十一号の四(7)、(11)及び(14)、第二十二号の二(12)、(15)、(24)、(27)、(38)、(41)、(54)、(55)、(58)、(61)、(77)、(80)、(88)、(91)及び(96)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(17)、(20)、(22)、(23)、(26)及び(27)、第二十四号の二(11)、(14)、(16)、(24)、(30)及び(31)並びに第二十九号の三(6)</p>	<p>市町(当該市町が行う処分に係るものに限る。)</p>	<p>三十五 本表中の権限のうち、次に掲げるものに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第二項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号の二(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(17)、(18)、(20)及び(24)、第三号の二(二)及び(七)、第三号の三(4)、第四号の二(6)及び(七)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(七)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第八号の三(8)、第八号の四(5)及び(10)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号(2)及び(8)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の六(10)、(12)、(14)及び(23)から(26)まで、第九号の六の二(10)、(12)、(14)及び(19)から(21)まで、第九号の六の三(10)、(12)、(14)及び(25)から(28)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)(勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(14)、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十一号の二(28)、(29)、(35)、(36)、(40)、(41)及び(44)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(二)及び(七)、第十四号の三(9)、第十四号の四(5)、第十五号(4)、第十五号の二(4)、第十五号の三(6)、(7)及び(9)、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)及び(22)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(19)、(23)、(24)、(27)及び(28)、第十八号(31)、第十九号(4)、第十九号の二(2)、(3)、(46)、(47)、(50)、(60)、(61)、(62)、(66)、(67)、(70)、(73)、(74)、(81)及び(82)、第十九号の四(4)、第二十号(6)及び(8)、第二十一号の二(11)、(12)、(14)及び(33)、第二十一号(10)、(11)、(15)、(18)、(23)及び(24)、第二十号の三(5)、(9)、(10)及び(13)から(16)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二(一)及び(二)、第二十一号の三(6)、(12)、(13)、(36)、(37)及び(38)、第二十一号の四(7)、(11)及び(14)、第二十一号の五(12)、(15)、(24)、(27)、(38)、(41)、(54)、(55)、(58)、(61)、(75)、(78)、(86)、(89)及び(94)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(17)、(20)、(22)、(23)、(26)及び(27)、第二十四号の二(11)、(14)、(16)、(24)、(30)及び(31)並びに第二十九号の三(6)</p>	<p>市町(当該市町が行う処分に係るものに限る。)</p>

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)

第三条 知事の行う許可、認可、承認等の事務で次の表の上欄に掲げるものに関し知事に提出される書類の受付に関する事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

改正案		現行	
事務	市町	事務	市町
(大気汚染防止法関係) 十八の三 大気汚染防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)	竹原市、三原市、尾道市、 府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、世羅町及び神石高原町	(大気汚染防止法関係) 十八の三 大気汚染防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)	竹原市、三原市、尾道市、 東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町
(水質汚染防止法関係) 二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)	竹原市、三原市、尾道市、 府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、世羅町及び神石高原町	(水質汚染防止法関係) 二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (略)	竹原市、三原市、尾道市、 広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町
(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係) 二十二の三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第三条第三項(第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。)及び第六条の二第三項の規定による届出の受付	竹原市、三原市、尾道市、 府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、世羅町及び神石高原町	(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係) 二十二の三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第三条第三項(第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。)及び第六条の二第三項の規定による届出の受付	竹原市、三原市、尾道市、 広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町

<p>(瀬戸内海環境保全特別措置法関係)</p> <p>二十二の四 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿高田市、江田島市、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>(瀬戸内海環境保全特別措置法関係)</p> <p>二十二の四 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町</p>
<p>(ダイオキシン類対策特別措置法関係)</p> <p>二十五の二 ダイオキシン類対策特別措置法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、世羅町及び神石高原町</p>	<p>(ダイオキシン類対策特別措置法関係)</p> <p>二十五の二 ダイオキシン類対策特別措置法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町</p>
<p>(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例関係)</p> <p>二十八 (削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例関係)</p> <p>二十八 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>神石高原町</p>
<p>(広島県生活環境の保全等に関する条例関係)</p> <p>二十九の二 広島県生活環境の保全等に関する条例(以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、世羅町及び神石高原町</p>	<p>(広島県生活環境の保全等に関する条例関係)</p> <p>二十九の二 広島県生活環境の保全等に関する条例(以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町</p>